

# 石川県公報

令和2年2月7日

第13279号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (厚生政策課)	1
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	1
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2

公 告	
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	2
○県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告 (同)	3
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (同)	3
○土地区画整理組合の理事退任公告 (都市計画課)	3
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	4
監 査 委 員	
○定期監査結果公表	4
○財政的援助団体等監査結果公表	5
○財政的援助団体等監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	5

## 告 示

### 石川県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和2年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
株式会社 Plumeria Heart	みんなで笑顔「木のおうち」 訪問看護リハビリステー ション	新 河北郡津幡町井上の荘五丁目57番 地 旧 河北郡津幡町中橋イ55-2	平成30年 12月1日

### 石川県告示第30号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和2年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
株式会社 Plumeria Heart	みんなで笑顔「木のおうち」 訪問看護リハビリステー ション	新 河北郡津幡町井上の荘五丁目57番 地	平成30年 12月1日
		旧 河北郡津幡町中橋イ55-2	

### 石川県告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

令和2年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社 阪神調剤 薬局	東京都港区虎ノ門一丁目1 番12号	コトブキ薬局	七尾市桜町92-4	令和2年 1月31日
		阪神調剤薬局 さく ら店	七尾市桜町40-2	

### 石川県告示第32号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

令和2年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社 阪神調剤 薬局	東京都港区虎ノ門一丁目1 番12号	コトブキ薬局	七尾市桜町92-4	令和2年 1月31日
		阪神調剤薬局 さく ら店	七尾市桜町40-2	

## 公 告

### 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和2年2月10日から同年3月11日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
町野北部地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業 計画書の写し	輪島市産業部 農林水産課

県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を令和2年2月10日から同年3月11日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
間野堤地区	県営震災対策農業施設 整備事業	県営緊急耐震工事 計画書の写し	かほく市 産業建設部 産業振興課

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和2年2月10日から同年3月11日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
別宮地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業 変更計画書の写し	白山市産業部 農業振興課

土地区画整理組合の理事退任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が退任した旨の届出があった。

令和2年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

七尾市万行地区土地区画整理組合  
退任した理事

氏名	住所	退任年月日
小崎川 秀雄	七尾市万行町30街区7番地	令和元年7月10日
田 淵 誠	七尾市万行町77部34番地	令和元年10月3日

## 開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和2年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
能美郡川北町字田子島い41番1、41番3、41番4	道路（農道） 能美郡川北町字田子島い41番3、41番4	能美郡川北町字田子島い42番1 株式会社ロジスティクス坂尻

## 監 査 委 員

### 定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和元年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、山本次作監査委員は消防学校の監査に加わらなかった。

令和2年2月7日

石川県監査委員 山 口 彦 衛  
同 本 吉 淨 与  
同 山 本 次 作  
同 奥 村 豊 美

監 査 箇 所 名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
南部家畜保健衛生所	令和元年12月25日	令和元年9月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢北陵高等学校	〃	〃	〃
ろう学校	令和2年1月10日	令和元年10月末日現在	〃
金沢錦丘中学校	〃	〃	〃
金沢錦丘高等学校	〃	〃	〃
金沢辰巳丘高等学校	〃	〃	〃
金沢商業高等学校	〃	〃	〃
児童生活指導センター	令和2年1月21日	〃	〃
金沢向陽高等学校	〃	〃	〃
医王特別支援学校	〃	令和元年9月末日現在	〃
いしかわ特別支援学校	〃	令和元年10月末日現在	〃
盲学校	〃	〃	〃
金沢中央高等学校	〃	〃	〃
保育専門学園	〃	〃	〃
工業高等学校	〃	〃	〃
能楽堂	令和2年1月24日	〃	〃
金沢教育事務所	〃	〃	〃
金沢二水高等学校	〃	〃	〃
金沢産業技術専門学校	〃	〃	〃
自治研修センター	〃	〃	〃
消防学校	〃	〃	〃
こころの健康センター	〃	〃	〃
金沢西高等学校	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成30年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年2月7日

石川県監査委員 山 口 彦 衛  
 同 本 吉 淨 与  
 同 山 本 次 作  
 同 奥 村 豊 美

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
I R いしかわ鉄道株式会社	令和元年12月25日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
石川県商工会連合会	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人いしかわ農業総合支援機構	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益社団法人石川県観光連盟	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人石川縣市町村振興協会	〃	〃
社会福祉法人石川県社会福祉協議会	〃	〃
公益財団法人石川県埋蔵文化財センター	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

財政的援助団体等監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により公表する。

令和2年2月7日

石川県監査委員 山 口 彦 衛  
 同 本 吉 淨 与  
 同 山 本 次 作  
 同 奥 村 豊 美

(別 紙)

観企第1351号  
 令和2年1月15日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

令和元年12月27日付け石監査第621-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり団体から措置を講じた旨の通知があり、この通り実施するよう指導したので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>職員による不祥事が発生していた。</p> <p>今後、職員の服務規律を確保するとともに、再発防止策を徹底し、二度とこのようなことがないよう十分注意すること。</p>	<p>一般財団法人 石川県県民ふ れあい公社</p>	<p>平成31年2月8日に、理事長以下4名に対し、管理・監督責任に基づく処分を行いました。</p> <p>今後、二度とこのようなことが起こることのないよう、各施設長に対し、複数の職員による現金確認の徹底を指示するとともに、詳細な現金管理の手順を定めた通知を発出し、その遵守を周知徹底するなど、管理体制の強化を図ったところです。</p> <p>さらに、本社職員や常勤監事による抜き打ち現地確認を実施し、再発防止に取り組んでいるところです。</p>